

# 地方自治体による無料職業紹介事業 についての一考察

大 西 祥 恵

A Consideration of Free Job Placement  
Services in Local Authorities

Yoshie Onishi

## はじめに

日本社会の雇用情勢の厳しさが増すなかで、2004年3月より地方自治体においても国に対して届出をすれば、無料職業紹介事業を実施することができるようになった。これは2003年6月の職業安定法の一部改正によるものであり、その際の法改正で地方自治体は、(1)区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、(2)企業の立地の促進を図るための施策、(3)その他の当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として、無料職業紹介事業を行うことができるようになったのである(職業安定法 第33条の4)。

2004年3月にこの事業が開始されるにあたって、この事業に取り組むことを明らかにしていたのは約10の地方自治体であった[「読売新聞」(2004年1月26日、朝刊)]。その後、この事業を実施する地方自治体は増えてきており、2006年1月1日現在で60の地方自治体が、2011年9月1日現在で165の地方自治体がこの事業に取り組んでいる[職業安定局需給調整事業課、2006年、2ページ；厚生労働省職業安定局人材サービス総合サイト]<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 2006年、2011年いずれの時期も、うち1つは組合の形態をとっている。

周知のように、これまで日本社会において無料職業紹介事業を担ってきた代表的な機関は公共職業安定所（以下、ハローワークと表記）である。ハローワークは、全国各地に立地しており、これまで長期間にわたって膨大な数の就職斡旋に取り組んできた。では、こうしたハローワークとは別に地方自治体が無料職業紹介事業に取り組むことの意義はどういった点にあるのだろうか。

地方自治体による無料職業紹介は、まだ開始されて7年しかたっていないため、いくつか重要な先行研究はみられるものの、いずれも個々の地方自治体における無料職業紹介事業のケース・スタディの形をとっている。というのも、地方自治体による無料職業紹介事業としては、その区域内のニーズに沿ってさまざまなタイプの事業が展開されているからである。しかし、事業内容が多岐に渡っているとはいえ、地方自治体によって実施されているという点では共通点を有している。そこで、そうした一連の事業が、ハローワークによる無料職業紹介事業と比べてどのような特徴を有しているのかということ进行を明らかにすることは重要だといえる。

本稿の目的は、地方自治体による無料職業紹介事業の多様な実態を踏まえたうえで、この事業の意義を究明していくためにはどのような視点が重要であるのかという点を検討することである<sup>2</sup>。以下では、まず、地方自治体による無料職業紹介事業が開始されるにいたった背景について明らかにする（第1節）。次に、これまでに先行研究や新聞記事などで示されてきたケース・スタディから地方自治体による無料職業紹介事業の特徴とともに、この事業の多様な実態を把握する（第2節）。さらに、厚生労働省職業安定局のサイトに基づいて地方自治体の無料職業紹介事業として実際に実施されている事業の全体像をつかむ（第3節）。そして最後に、地方自治体による無料職業紹介事業の意義を究明するためにはどのような視点が重要となるのかについて検討していくこととする（第4節）。

---

<sup>2</sup> 無料職業紹介事業について検討しようとするれば、求職者数、求人件数、就職件数、相談件数や就労支援のためのさまざまなサービスを受けた者の数などのデータも重要になってくると考えられる。しかし、本稿では地方自治体による無料職業紹介事業として、どのような内容の施策が実施されているのかという点に絞って検討を加えるに留めており、上述の点については、データ収集も含めて今後の課題としたい。

## 第1節 地方自治体による無料職業紹介事業の開始の背景

地方自治体による無料職業紹介事業が開始されるに至ったのには、地方分権化の流れと、規制緩和の流れがその背景にあったと考えられる。そこで、ここではこの二つの流れについて述べていきたい。

### 1-1 地方分権化の流れ

雇用政策において地方分権化の流れが本格的なものになってきたのは、2000年4月の改正雇用対策法の施行以降だと思われる。このときの改正で、雇用対策法には新たに「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない」との部分が増え盛り込まれた（雇用対策法 第3条の2）。

雇用対策法に新たに盛り込まれたこの部分について検討した澤井勝によると、法文の「雇用に関する施策」とは非常に幅広い施策を意味しているという。すなわち、澤井はこの施策の内実として、(1) 労働者の雇用機会を開発すること、(2) 労働者の能力を発揮できるような訓練等を行うこと、(3) 労働条件の調査や企業者への啓発など雇用の安定を図ること、(4) 情報の交流を通じて求人と求職のミスマッチを解消すること、(5) 企業の雇用努力を財政的・情報的に支援すること、(6) 企業誘致や企業支援など産業政策を実施することなどが含まれていると説明する[澤井、2002年、18ページ]。また、澤井はこの雇用対策法の改正が、それまでの地方における雇用政策を「府県の事務」とみなす認識を転換させ、市町村レベルでの雇用政策が努力義務としてではあるものの、法的に位置づけられたことは大きな意義をもつと主張する[澤井、2002年、18-19ページ]。

さらに澤井は、別稿で地方自治体が無料職業紹介事業を実施できるようになったことに言及したうえで、「地方自治体に雇用労働行政の基本的な権限を付与することは、地方分権改革の趣旨にも沿う、画期的な施策である」と述べ、「地域経済の活性化に不可欠な雇用開発や、企業誘致に伴う労働者の確保など、

よりきめ細やかな雇用政策を展開することが可能になった」と高く評価している〔澤井、2003年、3ページ〕。

地方自治体による無料職業紹介事業は、都道府県レベルにおいても、市町村レベルにおいても実施することができる。地方自治体による無料職業紹介事業が実施できるようになることによって、地方自治体による雇用政策はより一層多岐にわたる展開が可能になると考えられる。

## 1-2 規制緩和の流れ

2003年2月、規制改革に取り組んでいた総合規制改革会議によって「規制改革推進のためのアクションプラン」が公表された。このアクションプランでは、「官製市場」（医療、福祉、教育、農業など）、「都市再生」、「労働市場」などの分野を中心に規制改革を推進することによって、「新規需要・雇用の創出、豊かな国民生活の実現を図ることが重要である」という点を基本方針として掲げている〔規制改革推進のためのアクションプラン〕。このアクションプランのなかで、重点検討事項として「労働」の項目に盛り込まれたのが、「職業紹介事業の地方自治体・民間事業者への開放促進」である〔規制改革推進のためのアクションプラン〕。

2003年6月の職業安定法の一部改正は、この規制改革推進のためのアクションプランの影響を受けているとされている〔「読売新聞」（2003年6月11日、夕刊）〕。すなわち、地方自治体による無料職業紹介事業が実施されるようになった背景には、規制緩和を強力に推し進めようとする流れもあったといえるのである。

## 第2節 地方自治体による無料職業紹介事業についての事例

前述したように、地方自治体では職業安定法の一部改正によって、(1) 区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、(2) 企業の立地の促進を図るための施策、(3) その他の区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として、無料職業紹介事業を実施できることになった。つまり、地方自治体は上記の内容に沿うような形で、そ

それぞれのニーズに合わせて無料職業紹介事業を展開しているのである。そのため、地方自治体によって実施されている無料職業紹介事業は、実際には個々の地方自治体によってかなり多様なものとなっている。そこで本節では、これまで先行研究や新聞記事などで明らかにされてきたさまざまな無料職業紹介事業の実態についてみていき、その多様性ととともに、この事業の特徴を把握していくこととしたい。

## 2-1 住民に対する無料職業紹介事業

当該地方自治体に居住している住民全般に対する就労支援に取り組んでいるものとして、ここでは千葉県野田市の事業と、福岡県古賀市の事業についてみていきたい。

1つめは、千葉県野田市の事業である。野田市では地方自治体による無料職業紹介事業が可能になって3カ月後の2004年6月に、無料職業紹介所を開設した。野田市の事業では、ハローワークとの連携を強化するとともに、求職者の相談に直接あたる相談員が、企業などの訪問についても行っているという[野田市無料職業紹介所、2006年、7ページ]。求職者側と求人企業側の両者の意向を把握している相談員がマッチングに取り組むことで、よりよりマッチングが可能となるのである。

ただし、野田市は無料職業紹介事業を開始する前から雇用政策に取り組んでいる。野田市が取り組んできた政策は、厳しい雇用情勢への対策として2001年11月に市独自の雇用促進調査員制度を創設することによって、野田市の事業所の雇用ニーズを把握し、その情報を地元のハローワークに提供するというものであった[野田市無料職業紹介所、2006年、7ページ]。しかし、ハローワークに提供した情報のうち、実際に求職者に紹介されたものは企業側の書面整備の負担が伴うなどの理由で7割程度であったという[「朝日新聞」(2004年2月27日、朝刊)]。そこで、野田市は2003年6月の職業安定法の改正をきっかけとして、直接無料職業紹介事業にも乗り出すことになったのである。

2つめは、福岡県古賀市の事業である。古賀市では住民の就労支援のために無料職業紹介所を開設している。無料職業紹介所では求職者の相談にのって求

人企業への斡旋を行ったり、履歴書の書き方や面接の指導を行ったり、求人の開拓などを行ったりしているという〔「読売新聞」(2008年4月26日、朝刊)〕。また、この無料職業紹介所が開設されるまでは、古賀市の住民は別の地方自治体に立地するハローワークまで行かなければならなかったとのことで、古賀市独自の無料職業紹介所の開設は、そうした問題点を解消することも大きな目的の一つであったという〔「読売新聞」2006年5月22日、朝刊)〕。

住民に対する職業紹介事業として野田市や古賀市の事例をみてきたが、野田市のように、無料職業紹介事業が実施できるようになったためにその取り組みを開始したというよりは、もともとこの事業が始まる前から独自の雇用政策を展開してきており、そうした取り組みをより一層充実させるために無料職業紹介事業に乗り出したという地方自治体もあることがわかった。また、古賀市のように、ハローワークが近くに立地していない地方自治体が、住民の身近な場所において無料職業紹介事業を実施している、言い換えるとハローワークの機能を代替するような意味合いをも有しながら無料職業紹介事業を実施しているところもあることが明らかとなった。とくに古賀市の事業では、履歴書の書き方や面接の指導など、実際にハローワークでも実施されているサービスを伴っているところからも、その意味合いが理解されるのではないかと思われる。

## 2-2 定住促進を目的とする無料職業紹介事業

地方自治体のなかには、過疎化対策や人口の流出をくい止めることを目的として、つまり定住促進のために無料職業紹介事業を実施しているところがある。ここでは、山梨県と福島県泉崎村、新潟県阿賀町の事業について述べていきたい。

1つめは、山梨県の事業である。山梨県では2005年1月に、山梨県東京事務所(東京都千代田区)に「やまなしU・Iターン就職支援室」を設置し、山梨県出身でいったん都市部に出たものの、そののち山梨県に戻って定住すること(山梨県からみたUターン)や、都市部の出身者で新たに山梨県に移って定住すること(山梨県からみたIターン)を希望する者に対する無料職業紹介事業を開始している〔「読売新聞」(2005年1月7日、朝刊)〕。この無料職業紹介所で紹介される求人企業の情報は、ハローワークから得られた情報に加えて、

山梨県内の商工団体から得た情報、県内の企業に呼びかけて収集した情報などである。山梨県東京事務所では、無料職業紹介所を開設する前から山梨県での定住を希望する者に対して就職の相談にのったり、就職関連情報の提供を行ったりしていたという。しかし、求人企業への斡旋となると、就職を希望する者が別途ハローワークに出向かなければならなかった。そこで、山梨県が無料職業紹介事業所を開設し、求職者に対して直接求人企業の斡旋に乗り出したのである。

2つめは、福島県泉崎村の事業である。泉崎村では、2004年10月に全国で初めての村営の無料職業紹介所を開設した〔「読売新聞」(2004年11月26日、朝刊)〕。泉崎村がこの事業に取り組むことになったきっかけは、村が分譲する宅地の販売促進のためのサービスの一環として購入希望者を近隣の求人企業に斡旋することが重要ととらえられたことであった。この事業を開始した泉崎村ではすでに、宅地の購入希望者に対して、村が独自に開拓した同村近郊の企業13社からの求人65件を紹介しているという。泉崎村では、無料職業紹介所の開設に先立つ2004年7月に、村が分譲するニュータウンにおいて300平方メートル以上の宅地を購入した長距離通勤者を対象に、3年間で300万円を上限として鉄道通勤費用を負担する「ゆったり通勤奨励金制度」を創設していた。これが非常に話題となり、村の分譲する宅地の販売件数が大幅に増えたという。そして、こうした流れを維持するために次の対策として打ち出されたのが無料職業紹介事業だったのである。

3つめは、新潟県阿賀町の事業である。阿賀町では、人口流出をくい止めるためには、町内から通える仕事先が必要だと判断したことをきっかけに、住民と町内への移住希望者に対して仕事を斡旋すべく無料職業紹介所を開設している〔「読売新聞」(2007年3月13日、朝刊)〕。阿賀町では、それまで町内にハローワークがなく、ハローワークを利用しようとすれば車で1時間以上かけて他の地方自治体へ行かなければならなかった。さらに阿賀町では、この事業によって町内の求職者数が把握できれば、町内への企業誘致に取り組む際に、企業に対して確保できる労働力の目安を示すことができるとしている。

定住促進を目的とする職業紹介事業として山梨県と福島県泉崎村、新潟県阿

賀町の事例をみてきたが、同じ定住促進のための事業であっても、泉崎村や阿賀町のように、当該地方自治体に移住することを希望する者と当該地方自治体住民の両者に対する無料職業紹介事業を実施しているところもあれば、山梨県のように無料職業紹介所を東京都に開設し、そこにおいては外部からの移住を希望する者の就職斡旋に特化する形で事業に取り組んでいるところもあった。

また、山梨県や泉崎村のように、もともと無料職業紹介事業が始まる前から、山梨県においては県内への移住を促進させる施策、泉崎村においては村が分譲する不動産の販売を促進させる施策などの取り組みを実施していて、そうした取り組みをより一層充実させるためにこの事業に乗り出したという地方自治体も存在することがわかった。とくにこの二つの地方自治体においては、単に雇用政策として就職斡旋を実施しているというよりは、定住促進という地元のニーズがあって、それを後押しするために無料職業紹介事業を活用しているといえるだろう。さらに、地元のニーズという点でいえば、阿賀町のように、これを機会に求職者についての情報を蓄積し、今後の企業誘致の際に活かすなど、地域経済の活性化という地元のニーズに合わせて無料職業紹介事業を活用しようとしているところもみられた。

それに加えて、山梨県ではハローワークの求人情報の他にも、地元商工団体から得られた情報、地元企業に呼びかけて収集された情報を蓄積するなど、ハローワークで提供されている情報よりも豊富な内容の情報が提供されていた。また、阿賀町のように、ハローワークが近くに立地していない地方自治体が、住民の身近な場所において無料職業紹介事業を実施している、言い換えればハローワークの機能を代替するような意味合いをもちながら無料職業紹介事業を実施しているところがある点についても指摘しておきたい。

### 2-3 医師不足対策を目的とする無料職業紹介事業

地方自治体による無料職業紹介事業のなかには、取扱職種を医師など、地元自治体内で人材が不足している専門的な職種に絞って実施されているものがみられる。このように職種を絞っての無料職業紹介事業は、地方自治体による無料職業紹介事業の一つの特徴ともいえよう。ここでは職種を医師に絞ったもの



として、青森県、京都府、福島県の事業についてみていきたい。

1つめは、青森県の事業である。青森県の事業は、2005年に開始されたものであるが、地方自治体による無料職業紹介事業のなかで職種を医師に絞ったものとして全国で初めての事業であった〔「読売新聞」(2005年9月27日、朝刊)〕。青森県において、地方自治体医療機関への医師の配置を調整するとともに、医師の確保や定着を図り、へき地医療を支援することを目的とする「あおり地域医療・医師支援機構」が発足した際に、この機構の事業として医師の配置などを行うことは事実上の斡旋となるため、国への無料職業紹介事業の届出が必要になったという。対象となるのは、県外からのUターンやIターンを希望する医師で大学講座所属を望まない医師、自治医科大学卒業の医師、弘前大学医学部の修学資金貸与特別枠の医師、他県の大学医学部を卒業しており県内で研修を受け、大学と関係を保ちながら青森県内での勤務を希望する医師である。

2つめは、京都府の事業である。京都府でこの事業が導入されたきっかけは、2006年4月に、京都府北部や中部の公立病院の医師を全国公募したものの、応募がなかったことであったという〔「日本経済新聞」(2007年1月24日)〕。こうした事態を打開すべく、2007年4月より地元公立病院の医師不足の解消をめざして無料紹介事業を開始することとなったのである。無料職業紹介所によると、高齢で退職した元勤務医や出産などで離職した女性医師を中心に求職者を募り、復職を支援していく方向で、医師の確保にあたる予定であるとされている。

3つめは、福島県の事業である。福島県では「ドクターバンク」事業を実施している〔「日本経済新聞」(2007年11月17日)〕。この事業で、福島県は福島県立病院の医師を全国から募集するにあたっての条件として、(1)勤務医には2年間を上限とした有給での研修を認める、(2)海外での学会発表などの際には旅費を支給するなど、他に比べて手厚い処遇を用意している。こうした充実した処遇を整備して、県立病院への医師の確保や定着を図ることが狙いだといえよう。

医師不足対策を目的とする職業紹介事業として青森県、京都府、福島県の事

例をみてきたが、そもそも取扱職種を医療関係者に限定しているという点で、医療関係者の確保と定着という地元のニーズに応えるためにこの事業が展開されていることがわかる。また、青森県のように、無料職業紹介事業が実施できるようになったためにこの取り組みを開始したというよりは、地元への医師の確保や定着を図り、へき地医療を支援することを目的とした別の取り組みと併せて実施されているところがあることもわかった。

それに加えて、京都府では支援がなければ医師を続けることが困難だとみられる高齢で退職した元勤務医や出産などで離職した女性医師を中心に求職者を募り、復職のためのさまざまな支援を展開している。同様に、福島県では充実した処遇のもと医師としての勤務ができるような施策を整備している。これらは医療関係者の確保と定着が喫緊の課題として存在するために行われていることであろうが、そうした地元のニーズに応じて事業を進めていくにあたって、就労に関する支援だけではなく、福祉や福利厚生面での支援も同時に展開されているという点で特筆に値する。なぜならば、地方自治体による無料職業紹介事業においては、ハローワークの事業とは異なり、就労だけではなく福祉的な視点を有する施策も一緒に実施されていることがよく表れているからである。

#### 2-4 就職困難層に対する無料職業紹介事業

地方自治体による無料職業紹介事業のなかには、就労支援の対象を就職困難層に絞っているものもみられる。前述の医師不足対策を目的とした職業紹介が、取り組みの範囲を特定の職種に絞った事業だとすれば、就職困難層に対する無料職業紹介事業とは、求職者をさまざまな事情から就職が困難な状態にある者に絞った事業だといえることができるだろう。ここでは、大阪府和泉市、大阪府豊中市、神奈川県、長野県の事業についてみていきたい。

1つめは、大阪府和泉市の事業である。和泉市は、地方自治体による無料職業紹介事業を全国でもっとも早くに開始した地方自治体の一つである（届出の受理年月日は2006年3月1日）。ここで実施されている事業は、和泉市の就労支援計画に基づく就労困難者の雇用・就労の安定と、和泉市産業団地（テクノステージ和泉）に立地する企業の求人に対する職業紹介の実施である〔田端、

2006年、77ページ]。このうち就職困難者に対する無料職業紹介事業を実施するにあたっては、就職困難者が抱えるさまざまな就職を阻害する要因の解決を図ることに加えて、就職困難者に対する差別など労働市場の側にある就職阻害要因の解決にも取り組むとしている[田端、2006年、86ページ]。

もともと和泉市は、大阪府独自の地域就労支援事業に2001年度のモデル事業の段階から参加し、就職困難者の就労支援においてかなりの実績を上げてきた<sup>3</sup>。この和泉市において無料職業紹介所が開設されたのは、地域就労支援事業をさらに進めていくにあたって、「最後の出口の部分、つまり就職」についてもハローワークだけではなく、地方自治体独自の取り組みを実施していくためであったという[富田ほか、2005年、83ページ]。

さらに和泉市では、無料職業紹介事業に併せて就労支援を推進することを目的として、地方自治体独自の施策を展開している点も特筆しておかなければならないだろう。ここではとくに和泉市独自の二つ施策について言及しておきたい。一つめは、子どもを育てながら求職活動を行っている者に対するものである。和泉市では就職がまだ決まっていないがゆえに子どもを保育所に預けることのできない求職者のために、就職証明の代わりに労働政策課長印が押印された就労支援計画を保育所にもっていけば、子どもを3カ月間保育所に預けることが可能になるというシステムをつくっている。和泉市の担当者によると、このシステムは非常に効果があったという[富田ほか、2005年、100ページ]。二つめは、生活保護受給者に対するものである。和泉市では生活保護受給者のなかに生活保護の打ち切りに対して大きな不安を有している者がいることに鑑み、生活保護受給者が就職した場合、しばらくは保護を「休止」の形にするというシステムを導入している[田端、2006年、92ページ]。

---

<sup>3</sup> 大阪府の地域就労支援事業は、もともと同和対策事業として同和地区出身者に対象を絞って実施されていた事業を、大阪府に居住する就職が困難な状況にある者全体に対象の枠組みを広げて実施されることになったものである[地域就労支援事業推進協議会、2003年、2ページ；竹田、2005年、4ページ]。地域就労支援事業が始められた当初は大阪府が必要経費の2分の1を補助金として給付したうえで市町村を主な実施主体として行ってきたものであるが、2008年度途中から大阪府からの補助金が交付金に変更されている[櫻井、2009年]。

和泉市の無料職業紹介事業や就労支援事業について分析した田端博邦は、和泉市の事業では就職に結びつけるために福祉施策も併せて実施しており、それは近年の「福祉から就労へ」の流れに沿うものではあるが、就労ばかりを強調するものではないことから、「望ましいワークフェアのあり方を示している」と評価している〔田端、2006年、103ページ〕。

2つめは、大阪府豊中市の事業である。上述してきた和泉市と同様に、豊中市でも就職困難層を対象とする地域就労支援事業が取り組まれてきた。豊中市における無料職業紹介所も、この地域就労支援事業の一環として開設されたものである〔櫻井、2009年、77ページ〕。豊中市の地域就労支援事業や無料職業紹介事業について調査を実施した櫻井純理によると、求職者に対しては、求職者のニーズを重視するとともに、自身が抱えている就労を阻害している要因に対してかなり丁寧なサポートがなされているという。そして、求人企業に対しても、時間をかけて関係をつくることによって、「幅広い層の『就職困難者』が、なるべく居住地域の近くで働けるようにする支援」が実施されているのである〔櫻井、2009年、80ページ〕。その他、豊中市の事業では求職者の職業開発にも力を入れており、「パソコン講座や工場の機械操作の訓練など」も併せて実施されているという〔「日本経済新聞」(2007年1月24日)〕。

櫻井は、豊中市の事業が雇用に関する事柄だけではなく、福祉などに関する関連部署などとも緊密な連携をとったうえで実施されている点に着目し、これは「就労のための福祉」が実現されつつあるもとの判断できると述べている〔櫻井、2009年、80ページ〕。

3つめは、神奈川県の実業である。神奈川県障害者就労相談センターでは、2004年4月より障害者を対象とした無料職業紹介事業を実施している〔神奈川県障害者就労支援センター、2006年、4ページ〕。障害者就労相談センターには、就職を希望する障害者の相談に応じる相談職員と、求人企業と関係をつくりながら職域拡大を行う職員が配置されており、両者が緊密な連携を取ることで事業が展開されている。また、神奈川県では無料職業紹介事業を実施する以前より、障害者の就労支援を行っていたという。

神奈川県障害者就労相談センターの無料職業紹介事業の特徴の一つとして、

求職者である障害者に対して障害種別や障害者手帳の有無を問わない点が挙げられる。そうした手法を事業に導入することによって、この無料職業紹介所では身体障害、知的障害、精神障害を有する者に限定されることなく、学習障害、高次脳機能障害等を有する者への支援も実施されているという。また、この点とも密接に関連しているが、もう一つの特徴として、求職者の職業能力について、ワークサンプルとして考案された38種類の作業をもとに評価している点が挙げられる。神奈川県障害者就労相談センターによると、求職者の障害の程度や就労経験の有無などを勘案したうえで、「ものを運ぶ、並べる、数える、組み立てる、袋に詰めるなど」の38種類のなかから必要なサンプルを選択して評価を行い、就労が可能だと判断される求職者に支援計画を立てているのだという[神奈川県障害者就労相談センター、2006年、4ページ]。

4つめは、長野県の事業である。長野県では、障害者、母子家庭の母、中国帰国者などを対象とした無料職業紹介事業を、2004年5月より開始している[長野県商工部雇用・人財育成課、2006年、5ページ]。この事業では、求職者に対してはキャリアカウンセリング的手法を用いて適職相談を実施し、求人企業に対しては求職者の希望や能力・適性を念頭においての求人開拓を実施しているという。担当する職員に対しては、長野県による養成講座を受けることによって、スキルアップが図られている。さらに、生活支援を行う施設や機関との連携も実施されているという。なお、この事業の大きな特色として、求人企業に対しては、求職者の希望や能力・適性に応じる求人開拓を実施する点が挙げられている。これは従来からの職業紹介のように労働力需要のある仕事を求職者に紹介するのとは反対に、労働力供給側の事情に合った仕事を得ようとしていると考えられる。

また、この事業の開始前から母子家庭の母と中国帰国者については、ハローワークの求人情報の提供や面接への同行などの就業に関する支援を行っていたり、障害者に対しては長野県の障害者総合支援センターに障害者就業支援ワーカーを配置し、求職者側の支援体制の強化を図ったりしているという[長野県商工部雇用・人財育成課、2006年、6ページ]。さらに長野県の事業では、就職後においても、企業や紹介者へのフォローアップの実施を心がけており、就

職後も仕事への定着のための支援を実施していることになる。

就職困難層に対する職業紹介事業として、大阪府和泉市、大阪府豊中市、神奈川県、長野県の事業をみてきたが、すべての地方自治体が無料職業紹介事業が実施できるようになったためにこの取り組みを開始したというよりは、すでに就職困難層の就労支援に関する施策を実施しており、そうした施策をさらに推進していくために無料職業紹介所を開設していたことがわかった。

さらに、就職後も相談にのるなどの仕事への定着支援に関する取り組みが実施されていたり、求職者の事情に合わせた求人開拓が行われていたり、ハローワークで実施されている取り組み以上に求職者や求人企業に対して丁寧なサービスが実施されていた。それに加えて、和泉市では保育所の利用や生活保護制度について独自の運用を行うことによって、就労に関する支援に加えて福祉に関する支援も実施していること、豊中市では福祉などに関する関連部署などとも緊密な連携をとっていること、長野県では生活支援を行う施設や機関との連携がもたれていることなどが明らかになっている。ここから、無料職業紹介事業として就労施策が展開されている点に加えて福祉に関する支援が実施されている点が大きな特徴として浮かび上がってくるといえよう。

## 2-5 生活保護受給者に対する無料職業紹介事業

次に、生活保護受給者に対する就労支援を目的とした無料職業紹介事業について述べていきたい。ただし、上述してきた就職困難層に対する無料職業紹介事業を実施している地方自治体のなかには、就職困難層に生活保護受給者を含めているところもある。しかし、地方自治体による無料職業紹介事業のなかには、2005年より開始された生活保護受給者に対する自立支援プログラムと密接な関係を有していて、求職者を生活保護受給者に絞って事業を展開しているものもみられる<sup>4</sup>。そこで、ここではとくに求職者を生活保護受給者に絞っている無料職業紹介事業に限って取り上げていきたい。以下では、横浜市、京都府の事業についてみていくことにする。

<sup>4</sup> 2005年より全国の福祉事務所ごとに策定されることになっている自立支援プログラム

1つめは横浜市の事業である。横浜市では2005年より就労支援プログラムを実施して生活保護受給者の就労支援に取り組むようになったことに併せて、市内の福祉事務所に無料職業紹介所を開設している[海保ほか、2011年、12ページ]。この事業では、求職者に対しては就労支援員が支援を行い、求人企業に対しては求職開拓員が関係をつくっていくという。ちなみに横浜市の求職開拓はより多くの求人情報が得られるように、民間企業へ委託されている。そして、就労支援員と求職開拓を担当する者が定期的に情報をやり取りすることでマッチングの度合いを高めているのである[海保ほか、2011年、13ページ]。

横浜市の事業は、上述の就労支援プログラムとの関係で実施されている。厳密には、生活保護受給者がそのまま事業の対象になるわけではなく、就労支援プログラムに自ら登録した生活保護受給者に対象が限定されている[海保ほか、2011年、12ページ]。この理由として、横浜市の担当者は、(1)企業からの信頼を得るために就労意欲が確実に高まっていることが把握されている求職者を紹介することが望ましいため、(2)就労支援プログラムではその求職者が生活保護受給者であることが明確に示されていて、求人企業は同プログラムの趣旨に賛同し、生活保護受給者に対してある程度理解があると考えられるため、との2点を挙げている。さらに、求職者の条件などを聞いたうえで求人開拓が実施されていたり、就職が決まった後も定着促進のための支援が行われていたりする[海保ほか、2011年、12-14ページ]。

2つめは京都府の事業である。京都府では山城北保健所福祉室(福祉事務所)において、無料職業紹介事業を実施している。この無料職業紹介所においても求職者に対してきめ細やかな職業紹介を実施しているという。また、求人開拓に際しては、求職者が「就労経験が乏しい、育児期間中のため就労可能な日数・時間帯に制限がある、対象者本人が病気を抱えているなどの課題」があるため、求職者の条件に合わせた開拓が実施されているとのことであった[布川、2010年、126ページ]。さらに、就職後は一定期間の定着支援が実施されていると

---

における自立概念は、「経済自立」、「日常生活自立」、「社会生活自立」の3点より成り立っている。したがって、ここで無料職業紹介事業との関連で取り上げているのは、3点のうちの「経済自立」と密接な関係のあるものといえる。

のことである。この事業においては、就労に限らず福祉的な視点からの支援もみられることから、布川日佐史はこの事業を「就労のための福祉」を重視したものと指摘している〔布川、2010年、122ページ〕。

ところで、ケース・スタディというような詳細な内容紹介ではないものの、大阪市の生活保護受給者に対する無料職業紹介事業についても紹介しておきたい。大阪市においても求職者の勤労意欲を高めるために専門の相談員によるカウンセリングが実施されているのであるが、この事業に大阪市が取り組む理由の一つとして、生活保護費の財政負担を抑えることが挙げられている〔「日本経済新聞」(2007年1月24日)〕。地方自治体が生活保護受給者に特化して無料職業紹介事業を実施する場合、財政問題が関係している場合もあることを示唆するものといえよう。

生活保護受給者に対する職業紹介事業として、横浜市と京都府の事例をみてきたが、両者ともに就職後も相談を受け付けるなどの仕事へ定着支援に関する取り組みが実施されていたり、求職者の事情に合わせた求人開拓が行われていたり、ハローワークで実施されている取り組み以上に求職者や求人企業に対して丁寧なサービスが提供されていた。ここから、無料職業紹介事業として就労施策が展開されている点ではハローワークと同様であるが、それに加えて福祉に関する支援が念頭におかれているところが大きな特徴だといえよう。

### 第3節 全国の地方自治体による無料職業紹介事業

前節では、ケース・スタディという形ですでに先行研究などの存在する地方自治体による無料職業紹介事業について紹介してきた。しかし、あくまでケース・スタディの紹介にとどまっていたために、それぞれのタイプの無料職業紹介事業が全国的には数少ないものなのか、それとも頻繁にみられるものなのかなどについては現時点では明らかにすることがむずかしい。そこで第3節では、厚生労働省職業安定局の人材サービス総合サイトから、地方自治体による無料職業紹介事業の全体像について把握することにする。

厚生労働省に届け出たり、許可されたりするなどして実施されている職業紹介事業は、無料職業紹介事業、有料職業紹介事業のいずれにおいても、厚生労



働省職業安定局の人材サービス総合サイトで確認することができる [厚生労働省職業安定局人材サービス総合サイト]。本節では同サイトより、2011年9月1日現在、全国で実施されている地方自治体による無料職業紹介事業についての情報を得たうえで、全国規模でみればどのような事業が多く展開されているのか、またそれらはどのような地域で実施されているのかなどの特徴について分析を加えていきたい。

### 3-1 地方自治体による無料職業紹介事業の全体像

2011年9月1日現在、全国の地方自治体で実施されている無料職業紹介所は328件に上っている。先述のように、全国の地方自治体のうち無料職業紹介事業に取り組んでいるのは165であった。にもかかわらず、無料職業紹介所が328件も存在しているのはなぜだろうか。その理由は、一つの地方自治体が一つの届出で複数の無料職業紹介所を開設している場合があったり、さまざまなタイプの無料職業紹介事業を実施していたりするからである。例えば福岡県は、無料職業紹介事業についての届出を2004年11月8日に受理されているが、この一つの届出のもとに、(1) 主に誘致企業の求人に対して求職者を斡旋することを目的とした無料職業紹介所を1カ所、(2) 生活保護受給者の就職斡旋を目的とした無料職業紹介所を5カ所、(3) 福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課が雇用対策の一環として実施している事業に応募した障害者や、子育て女性などに対する就職斡旋を目的とした無料職業紹介所を5カ所、(4) 福岡県内の大学・短期大学・高等専門学校に在籍する留学生に対する就職斡旋を目的とした無料職業紹介所を1カ所、(5) 福岡県内の農林水産関連事業者に対する就職斡旋を目的とした無料職業紹介所を1カ所、(6) 福岡県農業大学の学生や卒業生に対する就職斡旋を目的とした無料職業紹介所を1カ所と、全部で6つのタイプの無料職業紹介事業について、合計14カ所の無料職業紹介所を設置している(届出受理番号は「40-地-000002」)。つまり、一つの届出で一件の無料職業紹介所を設置している地方自治体がある一方で、一つの届出でいくつかのタイプの職業紹介事業を実施したり、複数の無料職業紹介所を設置したりしているところもあるため、無料職業紹介事業を実施している地方自治体の数よ

りも、無料職業紹介所の数の方が多くなっているのである。

では、地方自治体による無料職業紹介事業にはどのようなタイプのものが多いのであろうか。人材サービス総合サイトの情報だけでは、それぞれの無料職業紹介所で実施されている事業の詳細はわからない部分もあるため、以下では併せて先行研究や新聞記事などの情報にも依拠しつつ、その概要について説明していくことにしたい。

無料職業紹介所の「取扱職種」や「取扱地域」、「その他」の情報などをみてもと、もっとも多いグループとして、(1) 当該地方自治体への移住を希望する者に対する就職斡旋、(2) 当該地方自治体内の生活保護受給者や福祉事務所へ生活相談に来ている者に対する就職斡旋、(3) 当該地方自治体住民全般に対する就職斡旋を行う無料職業紹介所があり、これらに関する事業を実施している紹介所が全国でそれぞれ約 80~90 カ所ほどみられる。

そして、2 番めに多いグループとして、(1) 地元求人企業に対する求職者の斡旋、(2) 地元の医師などの不足に対応するための医療関係者の斡旋、(3) 障害者や母子父子世帯の親、また子育て中の女性や同和地区出身者などの就職困難層に対する就職斡旋を行っている無料職業紹介所が、それぞれ 30 カ所ほど存在する。

より少ない規模では、(1) 農業をはじめとする第一次産業の職業への斡旋、(2) 若年層に対する就職斡旋、(3) 農業大学の学生などに対する就職斡旋などがみられ、これらに取り組み無料職業紹介所は、全国にそれぞれ約 10~20 カ所ほどある。

他方で、全国でも数の少ないタイプの無料職業紹介事業としては、中高年齢者に対する就職斡旋、福祉専門職の斡旋、育児休業制度を利用する者が出た際の代替要員の斡旋、教育に関する職業従事者の斡旋、放課後児童クラブの指導員の斡旋、留学生に対するアルバイトの斡旋、保育士の斡旋などがみられた。以下では、もっとも多いグループと次に多いグループにおいて実施されている無料職業紹介事業の概要について述べていきたい。

### 3-2 もっとも多いグループについて

第一は、もっとも多いグループである。このグループに分類されたのは(1)当該地方自治体に移住することを希望する者に対する就職斡旋、(2)当該地方自治体内の生活保護受給者や福祉事務所へ生活相談に来ている者に対する就職斡旋、(3)当該地方自治体住民全般に対する就職斡旋の3つのタイプの事業であった。

もっとも多いグループの一つめは、当該地方自治体に移住することを希望する者に対する就職斡旋である。これは現在当該地方自治体に居住していなくても将来的に居住を希望する者に対して就職を斡旋するというもので、一方で無料職業紹介所が当該地方自治体内に位置していることもあれば、他方でより強くUターンやIターンを意識して東京や大阪などの都市部に設置されている場合もみられる。前者の場合は、地元の住民への就職斡旋の事業を行うことに加えて将来的に居住を希望する者の就職斡旋についても実施するという形のものも多いが、後者の場合は、現在都市部（もしくは当該地方自治体外）に居住している者だけを対象として就職斡旋を実施するというものが多数みられた。

もっとも多いグループの二つめは、当該地方自治体内の生活保護受給者や福祉事務所へ生活相談に来ている者に対する就職斡旋であった。困窮状態にある住民に対して就労支援の一環として就職斡旋を行うことを目的としていると考えられる。こうした事業を実施しているのは、人材サービス総合サイトなどの情報から明らかになったもので、北海道、埼玉県川越市、東京都江東区、東京都板橋区、横浜市、三重県名張市、京都府、京都府福知山市、大阪市、大阪府寝屋川市、大阪府藤井寺市、兵庫県宝塚市、高知県土佐市、高知県香南市、高知県香美市、福岡県、福岡県太宰府市などであり、全体としては都市部において実施されている場合が多いと判断できる。このタイプの事業に取り組んでいる地方自治体が上述のようにある程度の数に留まるわりに、無料職業紹介所の数そのものは非常に多くなっている理由は、この事業を実施するにあたって、当該地方自治体内の福祉事務所のすべてにおいて無料職業紹介所を設置している地方自治体がいくつかみられるためである。

当該地方自治体内の生活保護受給者などに対する就職斡旋については、多く

の地方自治体が2005年より生活保護行政のなかで開始された自立支援プログラムとの関係で実施しているように思われる。というのも、それぞれの地方自治体の届出受理年月日を見ると、2004年に無料職業紹介所が開設されたのは6カ所程度に過ぎず、他の約70カ所はすべて2005年以降に開設されているからである<sup>5</sup>。2005年に自立支援プログラムが開始されることになり、全国の福祉事務所ごとにさまざまなプログラムが策定されていくなかで、経済的な自立の分野の支援の際に無料職業紹介事業も併せて実施しようとした地方自治体が一定数あるとみてよいだろう。

もっとも多いグループの三つめは、当該地方自治体住民全般に対する就職斡旋である。これは雇用情勢が厳しいなか、地元求職者に対して仕事の斡旋を行うために無料職業紹介事業に取り組むというものである。地方自治体における無料職業紹介事業においては、求職者を特定の人々に限定したり、求人を特定の職種に限定したりするなど、かなり多様なタイプの無料職業紹介が実施されているが、このタイプの事業は当該地方自治体の住民全般のために実施されている事業だと考えられる。

### 3-3 2番めに多かったグループについて

続いて、2番めに多かったグループの事業について述べていきたい。このグループは(1)地元求人企業に対する求職者の斡旋、(2)地元の医師などの不足に対応するための医療関係者の斡旋、(3)障害者や母子父子世帯の親、また子育て中の女性や同和地区出身者などの就職困難層に対する就職斡旋、の3つのタイプの事業であった。

2番めに多かったグループの一つめは、地元求人企業に対する求職者の斡旋である。これは求職者の斡旋を地元地方自治体内に立地する企業に限定する形で、無料職業紹介事業を実施しているものである。多くの場合は、地元地方自

---

<sup>5</sup> ただし、これには地方自治体による無料職業紹介事業の開始が2004年3月1日からであるという事情が若干関係している可能性も否定しがたい。しかし、上述のような数の圧倒的な違いをみると、自立支援プログラム開始の影響もあったとみる方が妥当ではないかと考えられる。

治体内の企業全般を対象としており、無料職業紹介事業が、地元企業の振興や人材確保の意味合いを有していることがわかる。ただし、なかには誘致企業への斡旋の意味合いをより鮮明にしているものもみられ、この事業が地方自治体にとって産業政策の一環として実施されていることもうかがえるといつてよい。

2番めに多かったグループの二つめは、地元の医師などの不足に対応するための医療関係者の斡旋である。この事業を実施しているのは青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都（対象は都内の離島など）、石川県、長野県、静岡県、三重県、京都府、奈良県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、大分県中津市、宮崎県、鹿児島県などであった。大分県中津市を除いてはすべてが都府県による実施となっている。地方における医師不足対策の一環として、地方自治体による無料職業紹介事業が活用されていることが明らかになるといってよいだろう。事業の内容をみていくと、ほとんどの地方自治体においては医師の斡旋を行っているが、なかには、歯科医師、薬剤師、保健師、OT、PT、STなどの職種についても斡旋を行っているところもみられる。

2番めに多かったグループの三つめは、障害者や母子父子世帯の親、また子育て中の女性や同和地区出身者などの就職困難層に対する就職斡旋である。こうした事業を実施しているのは埼玉県川越市、神奈川県、長野県、京都府福知山市、大阪府和泉市、大阪府、大阪府豊中市、香川県高松市、福岡県、福岡市、熊本県熊本市などであった。およそ都市部エリアを抱えた地方自治体に多くみられるといえるだろう。この事業においては求職者を就職困難層に絞って就職斡旋をしていることになるが、具体的には、ひとり親世帯の親、障害者、中国からの帰国者、生活保護受給者、子育て中の女性、同和地区出身者など多様な人々が挙げられている。このタイプの無料職業紹介事業は、就労にあたって何らかの阻害要因を抱えている者や、差別などの存在によって労働市場において正当な評価が受けられない者に対する就職斡旋であるといえる。

#### 第4節 地方自治体による無料職業紹介事業の意義の究明に向けて

第3節では厚生労働省職業安定局の人材サービス総合サイトから、地方自治体による無料職業紹介事業の全体像を明らかにしてきた。これによると、第2節でみた住民に対する無料職業紹介事業、定住促進を目的とした無料職業紹介事業、医師不足対策を目的とした無料職業紹介事業、就職困難層に対する無料職業紹介事業、生活保護受給者などに対する無料職業紹介事業は、比較的多数の地方自治体で実施されていることがわかったといえる。また、おおよそ地域特性としては、前3者については地方に多く、後2者については都市部に多い点が挙げられるだろう。

他方で、ケース・スタディとしてはほとんどみられなかったものの、農業をはじめとする第一次産業の職業への斡旋、若年層に対する就職斡旋、農業大学の学生などに対する就職斡旋、中高年齢者に対する就職斡旋、福祉専門職の斡旋、育児休業制度を利用する者が出た際の代替要員の斡旋、教育に関する職業従事者の斡旋、放課後児童クラブの指導員の斡旋、留学生に対するアルバイトの斡旋、保育士の斡旋などの無料職業紹介事業が、実際には実施されていることが明らかになった。

ただし、人材サービス総合サイトから得られる各地方自治体の無料職業紹介事業に関する情報は限られている。そのために、各々の無料職業紹介事業の詳細について把握しようとするれば、今後全国規模での調査が大切になってくる。ここでは今後地方自治体による無料職業紹介事業の意義を究明していくにあたっては、どのような視点が重要になってくるかという点について整理しておきたい。

まずは、地方自治体独自の雇用政策や定住促進のための施策、産業政策、就職困難層に対する就労支援施策など、当該地方自治体のニーズに合わせてすでに取り組みがなされている施策をより一層充実させるために、無料職業紹介事業が導入されている場合があることが明らかとなった。したがって、地方自治体による無料職業紹介事業を検討するにあたっては、関連する施策の有無やその内容についても併せて解明する必要があるといえよう。

次に、実施される事業の性格に合わせて取扱職種や求職者の範囲が限定され

ているものがみられた。これはハローワークによって実施されている職業紹介事業とはかなり異なる点であるといえる。そのため、地方自治体による無料職業紹介事業の実態を明らかにする際には、その取扱職種や求職者の範囲にも着目しなければならない。

さらに、就職後も相談を受け付けるなどの仕事へ定着支援に関する取り組みが実施されていたり、求職者の事情に合わせた求人開拓が行われていたり、ハローワークが提供しているサービスよりも手厚くきめ細やかなサービスを提供している事業がみられた。この点は、地方自治体による無料職業紹介事業とハローワークによる無料職業紹介事業の違いを明らかにするためにも留意しておく必要があるだろう。

最後に、地元のニーズに合わせて事業を進めるにあたって、就労に関する支援だけではなく、福祉的な視点の施策も同時に展開されている場合もみられた点を指摘しておきたい。地方自治体による無料職業紹介事業を実施するにあたっては、就労と福祉の関係について検討する視点も重要だといえる。

## おわりに

本稿では、その多様な実態を踏まえたうえで、地方自治体による無料職業紹介事業の意義を究明していくためにはどのような視点が重要であるのかを検討することを目的として、この事業に関するケース・スタディや厚生労働省職業安定局のサイトの内容などを用いて論じてきた。その結果、地方自治体による無料職業紹介事業と一言でいっても、非常に多岐にわたっており、全国で多数の地方自治体によって実施されているタイプの事業もあれば、当該地方自治体によってしか実施されていないようなタイプの事業もあることがわかった。さらに、これら地方自治体による無料職業紹介事業について検討する際には、(1) 関連する施策の有無やその内容についても併せて解明する必要がある、(2) 取扱職種や求職者の範囲にも着目する、(3) ハローワークが提供しているサービスよりも手厚くきめ細やかなサービスを提供している事業がみられたため、ハローワークによる無料職業紹介事業との違いに留意する、(4) 就労に関する支援だけではなく、福祉的な視点の施策も同時に展開されている場合もあったた

め、就労と福祉の関係にも着目する、ことが重要であることが明らかとなった。とくに最後の就労と福祉の関係については、近年、ワークフェアやアクティベーションなどについての研究が進められるなかで注目されている点であるが、地方自治体による無料職業紹介事業においてもその実情をみていくと両者が関連付けられている場合があり、今後具体的な事業の展開から両者の結びつき方を詳細に分析していくことが重要だといえよう。

### <参考文献>

- 朝日雅也・布川日佐史編著『就労支援』ミネルヴァ書房、2010年。  
地域就労支援事業推進協議会『平成14年度地域就労支援事業推進協議会報告書』2003年3月。  
布川日佐史「低所得者への就労支援」朝日雅也・布川日佐史編著『就労支援』ミネルヴァ書房、2010年。  
海保由美子・常松くに子「横浜市無料職業紹介事業について」『生活と福祉』No.658、2011年1月。  
神奈川県障害者就労相談センター「障害者の職業的自立を目指して」厚生労働省職業安定局『職業安定広報』2006年2月6日号。  
長野県商工部雇用・人材育成課「ワンストップの総合的な支援で自律した生活へ」厚生労働省職業安定局『職業安定広報』2006年2月6日号。  
野田市無料職業紹介所「野田市無料職業紹介所についての紹介」厚生労働省職業安定局『職業安定広報』2006年2月6日号。  
おおさか人材雇用開発人権センター編『おおさか仕事探し：地域就労支援事業』解放出版社、2005年。  
奥森祥陽「五年先、十年先をみすえ、高い水準の就労自立をめざした支援」布川日佐史編『生活保護自立支援プログラムの活用I』山吹書店、2006年。  
佐口和郎編著『事例に学ぶ地域雇用再生：経済危機を超えて』ぎょうせい、2010年。  
櫻井純理「市町村による地域雇用政策の実態と課題：大阪府『地域就労支援事業』の交付金化に関する考察」『京都女子大学現代社会研究』第12号、2009年12月。  
澤井勝「展開する地方自治体の雇用政策」大阪市政調査会編『市政研究』No.136、2002年。  
澤井勝「雇用労働政策の分権的展開にむけて：自治体に解禁された無料職業紹介事業とその可能性」地方自治総合研究所編『自治総研』29(7)、2003年7月。  
職業安定局需給調整事業課「地方公共団体における無料職業紹介事業の概要及び全国的な実施状況」厚生労働省職業安定局『職業安定広報』2006年2月6日号。  
田端博邦「和泉市の雇用政策」田端博邦編著『地域雇用政策と福祉：公共政策と市場の



交錯』東京大学社会学研究所、2006年。

竹田竜彦「市町村の就労支援の取り組み」大阪府人権協会『大阪府人権協会ニュース』vol.11、2005年10月。

玉井金五「現代の都市における雇用問題」大阪市政調査会編『市政研究』No.136、2002年。

富田一幸・竹田竜彦・山野正弘・太田英治・橋井幸子・井上隆司・田矢雅昭・佐々木敏明・高見一夫「＜座談会＞地域就労支援事業に携わって」おおさか人材雇用開発人権センター編『おおさか仕事探し：地域就労支援事業』解放出版社、2005年。

山野正弘「和泉市の地域就労支援事業の始まりと今後の課題」『部落解放研究』186号、2009年7月。

「朝日新聞」。

「読売新聞」。

「日本経済新聞」。

厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」

<http://www.jinzai-sougou.go.jp/>（2011年11月5日閲覧）

「規制改革推進のためのアクションプラン」

<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/030217/1.html>（2011年11月8日閲覧）

厚生労働省職業安定局『職業紹介事業の業務運営要領』

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyuu/syoukai/index.html>（2011年5月12日閲覧）。

### 【追記】

本稿は平成23～25年度・日本学術振興会科学研究費助成金若手研究（B）「社会的包摂を目的とした地域政策に関する研究」（研究代表者・大西祥恵、課題番号23730564）による研究成果の一部である。